

## 入 札 説 明 書

北海道防衛局の千歳（６）飛行場施設整備土木基本検討に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く。））に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和６年９月１８日

2 契約担当官等 支出負担行為担当官 北海道防衛局長 福島 邦彦  
〒060－0042  
北海道札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎

### 3 業務概要

(1) 業務の名称 千歳（６）飛行場施設整備土木基本検討

(2) 業務内容

#### 【千歳基地】

・飛行場施設（誘導路及び格納庫群）整備に伴う土木基本検討業務

(3) 技術提案を求めるテーマ

基本検討を、適切、かつ確実に進めるための方策について

・本業務は、飛行場施設（誘導路等）の基本検討を行う業務であり、検討に当たっては部隊運用や他の業務（千歳（６）飛行場施設整備建築基本検討及び千歳（６）飛行場施設整備設備基本検討）との関連性を考慮し行わなければならないことから、それらを踏まえ適切、かつ確実に業務を進めるための方策について提案を求めるものである。

(4) 履行期間 契約日の翌日から令和８年３月１９日まで

(5) 再委託の禁止 本業務の再委託については、「建設工事に係る設計業務委託共通仕様書について（通知）」（防整技第 5054 号。2.3.30）による。

(6) 本業務は、入札時に「企業による技術資料（技術提案を含む）」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

また、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）が 1,000 万円を超える業務の場合は、技術提案の履行を含め、契約の内容に適合した履行確保を厳格に評価するために、「履行確実性」の審査を追加し、その結果を評価に反映させる試行対象業務とする。

(7) 電子入札及び内訳明細書

ア 本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う業務である。

ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に紙入札方式変更届を下記受付窓口へ提出し、紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式に関しては、「紙入札方式変更届（別紙様式第 1）」を提出

する。

(7) 受付窓口

〒060-0042

北海道札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎

北海道防衛局総務部契約課

- (i) 受付時間 行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。

イ 電子入札システムで利用できる IC カードは、代表者又は当該入札案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）の IC カードのみとし、代理人による場合は、委任状（電子入札システムを使用する場合、必ず、代理人の IC カードの企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。）を提出する。詳細は入札心得書による。

ウ 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

- (8) 本業務は、予定価格が 1,000 万円を超える業務について、落札者の入札価格が予令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合又は予定価格が 500 万円以上 1,000 万円以下の業務について、落札者の入札価格が調査基準価格に準じて算出した価格（以下「品質確保基準価格」という。）を下回る場合は第三者による履行確認を義務付ける試行対象業務とする。

また、主たる業務内容が土壌汚染調査、測量調査及び土質調査の業務については、予定価格が 500 万円未満の業務であっても、落札者の入札価格が品質確保基準価格を下回る場合は第三者による履行確認を義務付ける試行対象業務とする。

ただし、実施設計のうち、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）上、建築士の資格を必要とする業務、工事監理業務のうち建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）による工事監理者を要求する業務を除く。

(9) 電子契約

ア 本業務は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムにより行う業務である。

イ 受注予定者の責によらない通信環境等により電子契約システムにより難しいものは、発注者に紙契約希望届を 6 担当部局に提出し、紙契約に代えるものとする。

記載様式は別紙様式第 13 とする。

- (10) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

~~(11) 本業務は、国庫債務負担行為に基づく契約を締結した会計年度又はその翌年度以降における業務委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）及び支払限度額に対応する履行高予定額（以下「履行高予定額」という。）について、事業の進捗等の状況により当該各年度の支払限度額及び履行高予定額を当該各年度の予算額の範囲内において変更する可能性がある。~~

~~なお、当該変更を行う場合、発注者と受注者で協議の上、契約書第 42 条第 1 項、~~

~~第 43 条の 2 第 1 項、同条第 2 項、第 43 条の 3 第 3 項及び第 43 条の 4 第 3 項を必要に応じて変更して、前払金及び部分払の支払を請求するものとする。~~

#### 4 競争参加資格

- (1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務で「土木」「A ランク」の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2) の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北海道防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防整施（事）第 150 号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ~~(5) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。~~
- (6) 次に示す同種又は類似業務について、元請けとして国、特殊法人等又は地方公共団体から受注した業務又は防衛省発注の建築、土木、機械、電気及び通信などのうち複数の職種の業務を一括で発注した業務（以下、「総合発注業務」という。）の再委託として受注した業務で、平成 26 年 4 月 1 日から入札公告日までに完了・引渡し完了した国内における業務の実績を有すること。

・同種業務：滑走路、誘導路、駐機場いづれかの新設または、打ち替え（オーバーレイ含む）の基本検討、基本設計、実施設計業務のいずれか（アスファルト舗装、コンクリート舗装の種別は問わない）

・類似業務：道路の新設または、打ち替え（オーバーレイ含む）の基本検討、基本設計、実施設計業務のいずれか（アスファルト舗装、コンクリート舗装の種別は問わない）

業務成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の業務とみなすものとする。

- (7) 入札に参加しようとする者の間に、建設工事等の発注に係る建設業者等の選定方法等について（防整施第 3754 号。令和 2 年 3 月 17 日）別紙の 1 入札の適正さが阻害されると認められる基準のいずれかに該当しないこと。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、入札心得書第 6 条第 2 項の規定に抵触するものではない。

- (8) 北海道防衛局から受注した業務のうち、令和 4 年度及び令和 5 年度に完了・引渡

しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が 65 点以上であること。

(9) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(エ)に示す条件をすべて満たす者であること。

(ア) 次の資格等のいずれかを有する者であること。

a 技術士（「総合技術監理部門：建設部門関連科目」又は「建設部門」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

b RCCM（a に相当する登録技術部門に限る）の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者。

c 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1 級）の資格を有する者。

(イ) 次に示す同種又は類似業務について、元請け又は総合発注業務の再委託として受注した業務のうち、平成 26 年 4 月 1 日から入札公告日までに完了・引渡し完了した業務の経験を有すること。

・同種業務：滑走路、誘導路、駐機場いずれかの新設または、打ち替え（オーバーレイ含む）の基本検討、基本設計、実施設計業務のいずれか（アスファルト舗装、コンクリート舗装の種別は問わない）

・類似業務：道路の新設または、打ち替え（オーバーレイ含む）の基本検討、基本設計、実施設計業務のいずれか（アスファルト舗装、コンクリート舗装の種別は問わない）

業務成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の業務とみなすものとする。

(ウ) 入札公告日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が 5 億円未満（防衛省発注機関が発注した業務は除く）かつ 20 件未満（防衛省発注機関が発注した業務を含む）であること。

また、令和 6 年 11 月 21 日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

なお、入札公告日現在の手持ち業務に北海道防衛局と契約した業務で調査基準価格を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が 2.5 億円未満（防衛省発注機関が発注した業務は除く）かつ 5 件未満（防衛省発注機関が発注した業務を含む）である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上の業務をいう。

(エ) 入札公告日の時点で申請者と配置予定管理技術者（若手技術者や女性技術者を含む）が直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めるが、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

- (11) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

なお、情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

- (12) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

## 5 総合評価に関する事項

### (1) 評価項目

本業務の総合評価は、次の各項目と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア 企業の実績及び能力

イ 配置予定管理技術者の経験及び能力

ウ その他

エ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

オ 評価テーマに対する技術提案

カ 賃上げの実施に関する評価

### (2) 総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値（以下「評価値」という。）として付与する。

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の満点は30点とし、算出方法は以下のとおりとする。

価格評価点＝30点×（1－入札価格／予定価格）

ウ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じて、次に示す評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を付与する。

ただし、予定価格が1,000万以下の場合は、「履行確実性」の審査を追加せず、全ての者の評価をAとし履行確実性度を1.0として計算する。

(ア) 企業の実績及び能力

(イ) 配置予定管理技術者の経験及び能力

(ウ) その他

(エ) 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

(オ) 評価テーマに対する技術提案

(カ) 賃上げの実施に関する評価

技術評価点の満点は 60 点とし、算出方法は以下のとおりとする。

技術評価点＝60 点× { (技術評価の得点合計×履行確実性度) / 技術評価の  
配点合計) }

エ 賃上げに関する評価

| 評価項目               | 評価基準                                                                                                            | 配点割合        |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 賃上げの実施を<br>表明した企業等 | 令和 6 年 4 月以降に開始する最初の事業年度又は令和<br>6 年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与等受<br>給者一人当たりの平均受給額を 3 %以上増加させる旨、<br>従業員に表明していること。【大企業】 | 評価基準<br>による |
|                    | 令和 6 年 4 月以降に開始する最初の事業年度又は令和<br>6 年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与総額<br>を 1. 5 %以上増加させる旨、従業員に表明しているこ<br>と。【中小企業等】         |             |

(ア) 本評価項目で加点を希望する競争参加希望者は、別紙様式第 41 又は別紙様式第 42 の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

また、表中「【中小企業等】」とは、法人税法第 66 条第 2 項又は第 3 項に該当する者については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表 1」を提出することをいう。ただし、同条第 6 項に該当するものは除く。「【大企業】」はそれ以外の者のことをいう。

なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに北海道防衛局総務部契約課が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに北海道防衛局総務部契約課に提出するものとする。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙様式第 43 又は別紙様式第 44）の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を決算日（別紙様式第 41 又は別紙

様式第 42 に記載の事業年度の末日)の翌日から起算して 2 か月以内に北海道防衛局総務部契約課へ提出すること。

ただし、法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 75 条の 2 の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、北海道防衛局総務部契約課への提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとします。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙様式第 44)の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「○A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする(下記(イ)及び(ウ)参照。)。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を翌年の 1 月末までに北海道防衛局総務部契約課に提出すること。

(イ) 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別紙様式第 43 の「合計額」と、暦年単位の場合は別紙様式第 44 の「支払金額」とする。

(ウ) 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

(エ) 賃上げが基準に達しなかった場合の措置

上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、賃上げを表明して加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合これを通知し、財務省へ報告する。

財務省から「賃上げ基準に達していない者」として通知された日から 1 年間、政府調達の実施評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合(1 点以上大きな配点)の減点を行う。

(オ) 減点の評価方法

賃上げの実施を表明した企業等の項目における減点の評価は、財務省から「賃上げ基準に達していない者」として通知された日から 1 年間の者が対象となる。なお、当該入札に参加する者が、加点の対象であり、減点の対象でもあった場合、加点と減点の両方を評価する。

a 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成 8 年法律第 85 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された特定非常災害であつて、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。

b 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成 20 年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

c a 及び b に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない

場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。

- ① 自然災害(風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等)や人為的な災害(火災等)等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合
- ② 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
- ③ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合

など

※「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。

(カ) 建設工事共同企業体等について

建設工事共同企業体等の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む建設工事共同企業体等に対して行う。

(キ) 経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

(3) 技術評価点を算出するための基準

別紙第1の評価基準による。

(4) 履行確実性の審査・評価のための追加資料

「履行確実性の審査・評価のための追加資料等」中1による。

(5) 履行確実性の審査・評価方法の概要

「履行確実性の審査・評価のための追加資料等」中2による。

(6) 実施上の留意事項

受注者より提出された「若手技術者の活用」、「女性技術者の配置」、「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」については、業務完了後において履行状況の検査を行う。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、ペナルティとして、評定点を減ずることとし、最大10点の減点とする。

なお、受注者の責によらない場合とは、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

調査基準価格を下回る価格での入札（以下「低入札」という。）を行った者が本業務を受注した場合には、受注者に対して業務完了後に履行確実性の審査のために提出した追加資料を実施額に修正し、再提出を求め、以下の内容について、履行確



実性評価の達成状況等を確認し、その結果を業務成績評価において十分反映させられるものとする。

- ① 「履行確実性の審査・評価のための追加資料等」中２（２）の審査項目ア及びイにおいて、審査時に比較して正当な理由がなく必要額を下回っていないか。
- ② 「履行確実性の審査・評価のための追加資料等」中２（２）の審査項目エにおいて、審査時に比較して正当な理由がなく再委託額が下回っていないか。
- ③ 業務実施体制に関する問題が生じなかったか。
- ④ 業務成果品の品質に大きく影響するミスはなかったか。

## 6 担当部局

〒060－0042

北海道札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎

北海道防衛局総務部契約課

TEL 011-272-7513

FAX 011-280-0351

Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

## 7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書、技術資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、上記 4 (2) の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記 4 (1) 及び(4)から(12)までに掲げる事項を満たし、(7)に該当しないときは、開札の時点において上記 4 (2) 及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記 4 (2) 及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

### ア 電子入札システムによる場合

- (ア) 提出期間 入札公告日から令和 6 年 10 月 1 日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前 9 時から午後 6 時まで。ただし、最終日は正午まで。

- (イ) その他 申請書のファイル容量が電子入札システムの上限を超える場合、申請書は、上記 6 に持参又は郵送（書留郵便に限る。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）若しくは電子メールに必要な PDF データを直接、添付の上、提出又は送付することとする。また、電子入札システムと持参、郵送等又は電子メールとの分割は認めない。

なお、いかなる理由があろうともダウンロードサイトへの誘導 URL が記載されたメール（添付された PDF 等に記載されたダウンロードサイトへの誘導

URLを含む)を送付した場合は、セキュリティ上、当局ではダウンロードは行わない。また、ダウンロードサイトへの誘導URLを送付した者はメール送信がなかった者として扱い、欠格と判断する。

持参、郵送等又は電子メール(複数のメールでの申請は認めない。なお、電子メール容量は10MB以下とする。)で提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書とともに送信する。

- ・年月日、業務名及び会社名
- ・持参、郵送等又は電子メールによる提出する旨の表示
- ・持参、郵送等又は電子メールによる提出する書類の目録
- ・持参、郵送等又は電子メールによる提出する書類のページ数
- ・持参、発送年月日又は電子メール送信年月日

なお、電子メールで提出した場合、電子メールを送信した旨を上記6に電話連絡するものとし、当該電話連絡がない場合又は複数の電子メールで申請書添付資料を送信した場合、提出期日までに上記6で受信できなかった者は申請書等を提出しなかった者として取扱うが、その際に被る不利益等は一切認めない。

(ウ) ファイル形式 電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成する。

- ・一太郎 Ver Gov7 形式以下
- ・Microsoft Word 2013 形式以下
- ・Microsoft Excel 2013 形式以下
- ・その他のアプリケーション PDF ファイル Acrobat XI形式以下  
画像ファイル JPEG 及び GIF 形式  
圧縮ファイル LZH 又は ZIP 形式

(エ) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。

なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

よって、カラーで提出された資料が見えにくい等の場合、評価が低くなる場合があるが、その不利益等については、一切、補償しない。

(オ) 電子メールによる提出資料のファイル形式については、PDF ファイル(Acrobat XI形式以下)とする。その他のファイル形式(一太郎、Microsoft Word、Microsoft Excel 等)の場合、当該ファイルの内容変更が容易に可能となるため、入札無効又は入札辞退した者として取扱う。また、締切日時は電子入札システムに同じとする。また、メール送信した旨、上記6に電話連絡するものとし、電話連絡がない場合、複数の電子メールで申請した場合又は電子メール容量が10MBを超えている場合、入札無効又は入札辞退した者として取扱うが、その際に被る不利益等は一切認めない。

イ 紙入札方式による場合

(ア) 提出期間 入札公告日から令和6年10月1日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)。ただし、最終日は正午まで。

(イ) 提出場所 上記 6 に同じ。

(ウ) 提出方法 持参、郵送等又は電子メール（ファイル形式は上記ア(ウ)による）による。

(2) 申請書は、別紙様式第 2 により作成する。

(3) 技術資料及び技術提案書は評価基準を熟読し、作成すること。

なお、アの実績及びエの経験については、平成 26 年 4 月 1 日から入札公告日まで、業務が完了・引渡し完了しているものに限り記載することとし、記載する業務が防衛省発注機関の発注した業務の場合は、当該業務に係る業務成績評定通知書の写しを添付する。

ア 企業の同種又は類似業務の実績

上記 4 (6)に掲げる資格があることを判断できる同種又は類似業務を 1 件記載する。

記載する業務は、平成 26 年 4 月 1 日から入札公告日まで完了・引渡し完了した業務とする。また、北海道内において平成 26 年 4 月 1 日から入札公告日まで完了・引渡し完了した業務を 1 件記載する。

記載様式は別紙様式第 3 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A 4 判 1 枚に記載する。

イ 企業の業務成績

本業務と同一業種で当該年度及び前年度から 2 年間（令和 4 年 4 月 1 日から入札公告日まで完了・引渡し完了した業務）の業務成績評定点を最大 5 件記載する。

記載様式は別紙様式第 4 とし、記載した業務ごとに業務内容のわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する。

ウ 企業の優秀業務顕彰等の実績

当該年度及び前年度から 2 年間（令和 4 年 4 月 1 日から入札公告日まで）の優秀業務顕彰等の実績を最大 3 件記載する（発注機関から付与された顕彰等の実績に限る。）。

エ 配置予定管理技術者の経歴等

保有する資格について記載し、資格証の写しを提出する。

手持ち業務は、入札公告日現在、防衛省以外の発注者（国内外問わず）のものも含めすべて記載する。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上の業務を示す。

プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務の名称の後に「特定済」と明記するものとする。

記載様式は、別紙様式第 6 とする。

なお、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格等を記載することもできる。ただし、審査及び評価は、評価点の合計が最も低い者とする。また、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定技術者とすることはできるが、他の業務を

落札した又は特定されたことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行う。また、電子入札システムにより入札金額を送信した後、辞退を行う場合は、速やかに電話で入札を辞退する旨を申し出るとともに、電子メール等により書面にて入札辞退届を提出する。他の業務を落札した又は特定されたことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の業務を落札した又は特定されたことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行う。

この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

#### オ 配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験

上記 4 (9) に掲げる資格があることを判断できる同種又は類似業務の経験を 1 件記載する。

記載する業務は、平成 26 年 4 月 1 日から入札公告日までに完了・引渡し完了した業務とする（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。

入札参加希望者以外が受注した業務経験を記載する場合は、当該業務を受注した企業名等を記載する。

記載様式は別紙様式第 7 とし、図面、写真等を引用する場合を含め、A 4 判 1 枚に記載する。

#### カ 配置予定管理技術者の業務成績

本業務と同一業種で当該年度及び前年度から 2 年間（令和 4 年 4 月 1 日から入札公告日までに完了・引渡し完了した業務）の業務成績評定点を最大 5 件記載する。

記載様式は別紙様式第 8 とし、記載した業務ごとに業務内容のわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する。

#### キ 優秀業務技術者顕彰等の実績

本業務と同一業種で当該年度及び前年度から 2 年間（令和 4 年 4 月 1 日から入札公告日まで）の優秀業務技術者顕彰等の実績を最大 3 件記載する。

管理技術者として従事した優秀業務顕彰等は対象としない。

記載様式は別紙様式第 9 とし、優秀業務技術者顕彰状等の写しを添付する。

#### ク 業務実施体制

下記事項に留意の上、業務の分担について記載する。共同体により業務を実施する場合は、備考欄に共同体の構成員である旨を記載すると共に、企業名等を記述する。また、代表者はその旨を記載する。

(ア) 共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以

上に細分化しない。

(イ) 各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置する。

(ウ) 一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。

他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄に再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(エ) 配置予定管理技術者及び配置予定担当技術者を記載する。

(オ) 申請書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、企業名等も記載する。

記載様式は、別紙様式第10とする。

(カ) 配置予定担当技術者を複数名で申請することは認めるが、実施する分担業務及び配置計画（例 空白等に申請は3名であるが、その内1名を契約後に指定するなどの具体的な計画を記載するなど）を記載するものとし、記載がない場合、無効と判断することがある。その際に被る不利益等は一切、認めない。

#### ケ 契約書の写し等

同種又は類似業務の実績及び経験並びに業務成績として記載した業務に係る契約書の写し及び当該業務を証明する資料を提出する。ただし、当該業務が、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS/テクリス）」又は一般社団法人公共建築協会「公共建築設計者情報システム（PUBDIS）」に登録されている場合はその写しを添付するものとし、契約書の写し等を提出する必要はない。

#### コ ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定

企業として、女性活躍推進法に基づく認定（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）をいう。）、次世代法に基づく認定（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。）または若者雇用促進法に基づく認定（青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。）の認定を受けている場合に記載する。

記載様式は別紙様式第26とし、認定の写しを添付する。なお、評価対象とする認定は1件分とする。

#### サ 若手技術者の活用

40歳以下の技術者を管理技術者として配置する場合または35歳以下の技術者を担当技術者として配置する場合に記載する。

記載様式は別紙様式第27とし、生年月日が確認できる資料をそれぞれ添付する。

#### シ 女性技術者の配置

女性技術者を管理技術者または担当技術者として配置する場合に記載する。

記載様式は別紙様式第 28 とし、生年月日が確認できる資料をそれぞれ添付する。

なお、当該技術者が、申請時に想定されない出産・育児等やむを得ない場合により交代する場合は、5 (6)に掲げる業務成績の評定点の減点は行わない。

#### ス 技術提案書

入札参加希望者は、技術提案書を提出するものとする。

記載様式は別紙様式第 11 とし、次の(ア)及び(イ)に示す内容とする。

##### (ア) 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他を別紙様式第 12 に記載する。

提出枚数は、A 4 判 1 枚とする。

##### (イ) 評価テーマに対する技術提案

上記 3 (3)に示した、評価テーマに対する取り組み方法を記載する。

記載に当たっては、概念図、出典を明示した図表、既往成果、現地写真を用いることはできるが、本件のために作成したCG及び詳細図面等を用いることは認めない。

記載様式は別紙様式第 22 とし、1 テーマにつき A 4 判 1 枚以内に記載する。

#### セ 業務成績の相互利用機関と適用対象業務

防衛省が発注した業務及び下記発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務の業務成績を企業評価の判断基準とする。

中央官庁営繕担当課長連絡調整会議幹事会構成員（令和 5 年 1 月 1 日時点）

| 発注機関または業務発注担当部局等 |                                            | 相互利用の適用対象（※ 1）                                      |
|------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 衆議院              | ・庶務部営繕課、電気施設課                              | 平成 26 年 4 月 1 日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績   |
| 参議院              | ・管理部営繕課、電気施設課                              | 平成 26 年 4 月 1 日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績   |
| 最高裁判所            | ・最高裁判所<br>・高等裁判所                           | 平成 26 年 4 月 1 日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績   |
| 内閣府沖縄総合事務局       | ・開発建設部<br>（但し、調査職員が営繕課又は営繕監督保全室の職員であったもの。） | 平成 26 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績 |
|                  | ・開発建設部<br>（但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る。）         | 平成 26 年 4 月 1 日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績   |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                     |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 法務省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管各庁（除く、法務総合研究所、公安審査委員会、公安調査事務所、公安庁研修所）</li> </ul>                                                                                                                                                                                      | 平成 26 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行った建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績 |
| 環境省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境局</li> <li>・国民公園等管理事務所</li> <li>・地方環境事務所</li> <li>・都道府県の自然公園等事業担当部（局）（環境省から施行委任したものに限る。）</li> </ul>                                                                                                                                 | 平成 26 年 4 月 1 日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績   |
| 防衛省 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・装備施設本部</li> <li>・地方防衛局</li> <li>・地方防衛支局</li> </ul>                                                                                                                                                                                      | 平成 26 年 4 月 1 日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績   |
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本省内部部局</li> <li>・防衛大学校</li> <li>・防衛医科大学校</li> <li>・防衛研究所</li> <li>・統合幕僚監部</li> <li>・陸上幕僚監部</li> <li>・海上幕僚監部</li> <li>・航空幕僚監部</li> <li>・情報本部</li> <li>・防衛監察本部</li> <li>・陸上自衛隊</li> <li>・海上自衛隊</li> <li>・航空自衛隊</li> <li>・防衛装備庁</li> </ul> | 平成 26 年 4 月 1 日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績   |

|           |                                                                                                                                                    |                                                     |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 京 都 府     | ・京都府建設交通部営繕課                                                                                                                                       | 平成 26 年 4 月 1 日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績   |
| 国土交通<br>省 | ・大臣官房官庁営繕部<br>・地方整備局営繕部（※ 2）<br>・地方整備局営繕事務所<br>・北海道開発局営繕部                                                                                          | 平成 26 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績 |
|           | ・地方整備局河川部<br>・地方整備局道路部<br>・地方整備局河川国道事務所等（※ 3）<br>（但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る。）<br>・北海道開発局開発建設部<br>（但し、治水、道路、港湾整備、水産基盤整備、農業農村整備、空港整備及び国営公園整備事業に係る営繕に限る。） | 平成 26 年 4 月 1 日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績   |

※ 1 各発注機関が成績評定の対象とした業務に限る。

※ 2 筑波研究学園都市施設管理官による分任官契約分を含む（関東）。

※ 3 「河川国道事務所等」とは

河川国道事務所、砂防国道事務所、復興事務所、河川事務所、砂防事務所、ダム砂防事務所、ダム工事事務所、水質管理所、総合開発工事事務所、総合開発調査事務所、導水工事事務所、国道事務所、道路調査事務所、公園事務所、技術事務所、調査事務所、ダム統合管理事務所、広域ダム管理事務所及びダム管理所をいう。

ソ 情報保全に係る履行体制についての確認

平成 31 年 4 月 1 日から入札公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した業務を完了した実績を有している者は別紙様式第 14 の誓約書、有していない者は別紙様式第 15 の誓約書を提出すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は、申請時に提出された返信用封筒により、令和 6 年 10 月 16 日までに通知又は発送する。

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認及び総合評価の審査・評価並びに入札・契約に関する統計的分析以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。



オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記 6 に同じ。

## 8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出方法 電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。ただし、電子メールは、競争参加資格がないと認めた理由について説明を求める旨の記載した文書（PDF 形式）を添付するものとし、それ以外の方法は認めない。）とし上記 6 に持参、郵送等又は電子メールにより提出するものとする。ただし、電子メールの場合、電子メールを送信した旨を上記 6 に電話連絡するものとし、当該電話連絡がない場合、説明を求めなかった者として取扱い、その際に被る不利益等は一切認めない。

### イ 提出期間

- (ア) 電子入札システムによる場合

上記 7 (4) の通知の日から令和 6 年 10 月 23 日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前 9 時から午後 6 時まで。ただし、最終日は午後 5 時まで。

- (イ) 紙入札方式による場合

上記 7 (4) の通知の日から令和 6 年 10 月 23 日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）。)

- (2) 契約担当官等は、(1) により説明を求められたときは、令和 6 年 10 月 28 日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は、書面により郵送等又は電子メールで回答する。

## 9 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に質問がある者は、契約担当官等に対して次に従い質問することができる。

ア 提出方法 電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記 6 に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

なお、電子メールの場合、電子メールを送信した旨、上記 6 に電話連絡するものとし、当該電話連絡がない場合、入札説明書に質問がなかった者として取扱う。その際に被る不利益等は一切認めない。

また、電子入札システムと紙入札方式の混在は認めない。

### イ 提出期間

- (ア) 電子入札システムによる場合

入札公告日から令和 6 年 10 月 22 日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前 9 時から午後 6 時まで。ただし、最終日は午後 5 時まで。

- (イ) 紙入札方式による場合

入札公告日から令和 6 年 10 月 22 日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）。)

郵送等による場合は、令和 6 年 10 月 22 日午後 5 時必着。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより令和6年10月24日までに回答するので確認すること。また、紙入札方式による場合は、令和6年10月24日から令和6年10月25日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで、上記6において閲覧に供する。なお、閲覧以外の電子メール等での回答は行わない。

#### 10 配置予定管理技術者のヒアリング

配置予定管理技術者についてはヒアリングを行わない。

#### 11 履行確実性に関するヒアリング等

- (1) 次のとおり低入札を行った者に対して、技術提案の履行を含め、契約内容に適合した履行が可能か否かを審査するため、開札後、速やかにヒアリングを行うものとする。

ア 実施予定日：令和6年11月18日から令和6年11月28日まで。

イ 実施場所：北海道防衛局 会議室

ウ 時間：50分程度

- (2) ヒアリングの日時及び留意事項等は別途通知する。

- (3) ヒアリングの出席者は、配置予定管理技術者を必ず含め3名以内とする。

- (4) 低入札を行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあることから、技術提案書のほかに、開札後、履行確実性の審査・評価のための追加資料の提出を求める。

追加資料を提出すべき旨の連絡は、下記15(1)の開札の後、令和6年11月18日午後5時までに入札参加者あてに連絡するものとし、その提出は令和6年11月21日午後5時までとする。

#### 12 入札方法等

- (1) 入札書の提出方法等

ア 電子入札システムによる場合

提出期間 令和6年10月29日から令和6年10月31日まで、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後1時30分までとする。

イ 紙入札方式による場合

(ア) 提出期間 令和6年10月29日から令和6年10月31日まで、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後1時30分までとする。

郵送等による場合は、令和6年10月31日午後1時30分必着とする。

電子メールでの入札は認めない。

(イ) 提出場所 上記6に同じ。

(ウ) 提出方法 入札書及び業務費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの別の封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を

記載し、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書の写しを提出すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載する。

- (3) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。ただし、2 回目の入札において落札者がいない場合は、3 回目以降の入札を執行する場合もある。

また、予算決算及び会計令第 99 条の 2 の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）は、特別な場合を除き適用しない。なお、不落随契を行う場合、不落随契へ移行する前の入札結果をもって評価値の算定を行い、評価値が最も高い者に見積依頼を行うものとする。

### 13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。

- (2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行札幌東代理店 北洋銀行本店）。

ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北海道防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 北海道防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の 10 分の 1（予決令第 86 条の調査を受けた者との契約については請負代金額の 10 分の 3）以上とする。

### 14 業務費内訳明細書

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳明細書を提出しなければならない。なお、発注者から特に要求が無い限り、技術提案書等を再度添付する必要はないものとする。

- (2) 業務費内訳明細書には、総括表とは別に必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所、電話番号、代表者氏名及び担当者氏名並びに発注者名及び業務名のみを記載し、表紙以外には商号又は名称、住所、電話番号、代表者氏名及び担当者氏名を記載しない。なお、表紙以外に会社等の記載がある場合、入札無効等となることがある。

- (3) 業務費内訳明細書の提出方法等

ア 電子入札システムによる場合

(イ) 提出期間 上記 12(1) アに同じ。

(ロ) その他 業務費内訳明細書のファイル容量が電子入札システムの上限を超える場合には、上記 6 に持参、郵送等で上記 12(1) イ(ロ)の提出方法により提出し、電子入札システムとの分割は認めない。また、この場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより入札書とともに送信する。

なお、電子メールでの提出は認めない。

- ・年月日、業務の名称及び会社名
- ・持参又は郵送等する旨の表示
- ・持参又は郵送等する書類の目録
- ・持参又は郵送等する書類のページ数
- ・持参又は発送年月日

(ウ) ファイル形式 PDF (Acrobat XI形式以下) なお、エクセル等の PDF 形式以外で提出した場合、入札無効等となる場合がある。

イ 紙入札方式による場合

- (ア) 提出期間 上記 12(1)イに同じ。
  - (イ) 提出方法 上記 12(1)イに同じ。
  - (ウ) 提出場所 上記 6 に同じ。
- (4) 提出された業務費内訳明細書は返却しないものとする。
- (5) 業務費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (6) 業務費内訳明細書の確認の結果、別紙第 2 の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- (7) 提出された業務費内訳明細書について説明を求める場合がある。
- (8) 提出された業務費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。
- この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。
- (9) 業務費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

## 15 開札

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 6 年 11 月 14 日 午前 10 時 00 分

イ 場所 北海道防衛局入札室

- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (3) 紙入札方式による入札参加者は、開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札参加者で開札に立ち会わない者は再度の入札を辞退したものとして取扱うものとするが、持参による入札参加者で開札に立ち会った者と郵送等による入札参加者に対しては、再度の入札への参加の意思の有無を口頭又は電話により確認するものとする。
- (5) 第 1 回目の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機するものとする。開札処理に時間を要する場合は、発注者から

開札状況を電子入札システム等により連絡する。

## 16 入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記 4 に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

(2) 次に掲げる入札は無効とする場合がある。

上記 11 に該当する者のした入札

(3) (1) アからウに該当する者が落札者であった場合は、落札決定を取消すものとし、(2)により無効とした場合は、開札後に無効にした旨の通知を行う。

## 17 落札者の決定方法

(1) 落札者は上記 5 に定めるところに従い、評価値の最も高い者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 上記の場合において、落札者となるべき同評価値の者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(3) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。

## 18 情報保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者又は低入札者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、別紙様式第 16 から別紙様式第 21までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日から概ね 3 営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提出できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

## 19 手続における交渉の有無 無

## 20 契約書作成の要否等 要

原則として電子契約システムにより、別冊契約書案を元に契約書の作成を要するものとする。ただし、受注予定者の責によらない通信環境等により電子契約システムにより難しいものは、発注者に紙契約希望届を提出し、紙契約に代えることができる。

紙契約とした場合は、別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

## 21 非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の通知を行った日の翌日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより、契約担当官等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参、郵送等又は電子メールとするものとする。

なお、電子メールの場合、電子メールを送信した旨、上記6に電話連絡するものとし、当該電話連絡がなかった場合、落札者の決定結果に対して不服がなかった者として取扱う。その際に被る一切の不利益等は認めない。

(2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に電子入札システムにより回答する。また、紙入札方式により提出された者に対しては、書面により郵送等又は電子メールで回答する。

## 22 関連情報を入手するための照会窓口 上記6に同じ。

## 23 評価内容の担保

総合評価において評価した技術等については、すべて契約書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする（以下、記載例のとおりとする。）。

### ※記載例(契約書)

#### (附則)

受注者は、以下の条件を厳守しなくてはならない。

#### 条件

- ・ 40歳以下の技術者を管理技術者として配置すること。
- ・ 35歳以下の技術者を担当技術者として配置すること。
- ・ 女性技術者を管理技術者として配置すること。
- ・ 女性技術者を担当技術者として配置すること。

#### 《技術提案に関すること》

1 ○○○○に係る提案

2 △△△△に係る提案

#### 《実施方針等に関すること》

以上の項目について、申請書等提出時に提案した内容が認められたことから、その履行を担保するものとする。

なお、評価した提案の性能などが、業務の検査において確認できないものがある場合、技術の履行に関する部分については、業務完了後も引き続き履行する義務を有するものとする。

## 24 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本、人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し、または、当該工事を請け負うことができない。
- (5) 申請書等に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないとして、承認された場合のほかは、変更を認めない。病休等特別な理由によりやむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記 4 (9) に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上と認められる者を配置しなければならない。
- (6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (7) 電子入札システムは、行政機関の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 6 時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページの「システム稼働時間」で公開する。

防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp>

- (8) システム操作上の手引き書としては、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページの「マニュアル」を参考とする。
- (9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

ア システム操作・接続確認等の問い合わせ先

防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスク

TEL 03-3456-7705

(受付は行政機関の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。)

メールアドレス helpdesk@mail.dfeg.mod.go.jp

(24 時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで、電話により行う。)

イ IC カードの不具合等発生時の問い合わせ先

取得した各認証局

ウ 申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記 6 へ電話により連絡する。

- (10) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、受付時又は受付期限後に通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認するものとする。
- (11) 申請書等の作成及びヒアリングを実施する場合の費用は、提出者の負担とする。
- (12) 落札者の入札価格が調査基準価格又は品質確保基準価格を下回る場合は、「履行確認実施要領」（別紙第 3）に示す品質確保対策を実施しなければならない。また、契約書に次の事柄を記載することとする。

ただし、実施設計のうち、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）上、建築士の資格を必要とする業務、工事監理業務のうち建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）による工事監理者を要求する業務を除く。

附則

（第三者履行確認の義務付け）

受注者は、次の各号に掲げる行為を実施しなければならない。

なお、これらに関する費用は、すべて受注者の負担とする。

- (1) 「建設工事に係る技術業務の契約等における第三者履行確認の義務付けの試行について」（防整施第 6925 号。28. 3. 31）に基づく、履行確認
  - (2) 監督官との打合せに管理技術者の立会い
- (13) 履行の確認を行う企業は、次に示す資格要件をすべて満たした企業とする。
- ア 資本面及び人事面の直接的な関連がないこと。
  - イ 防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務で「土木」「A ランク」の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
  - ウ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
  - エ 防衛省発注機関において、過去 10 年間に対象業務と同種の実績を有すること。
  - オ 北海道防衛局の発注する業務において、履行確認を実施中でないこと。
  - カ 北海道防衛局において、前年度及び当該年度に同種業務の評定点が 65 点未満のものがないこと。
- (14) 履行の確認を行う者（以下「履行確認者」という。）は、当該業務の管理技術者と同等の資格要件を有する者とする。
- (15) 受注者は、履行確認者について必要な事項を添えて、「履行確認者通知書」を契約締結後 10 日以内に発注者へ通知しなければならない。
- (16) 受注者は、具体的な履行確認時期及び履行確認事項等を定めた履行確認実施計画を作成し、業務計画書に添えて、業務着手時までに、監督官へ提出しなければならない。また、履行確認状況の報告を行うときは、「履行確認結果報告書」を監督官



へ提出しなければならない。

- (17) (12)から(14)に掲げる内容を実施することが可能か否か確認するため、落札者となるべき者に対して、開札後速やかに、電話等によりヒアリングを実施する。実施できないことが確認された場合は、その者の入札を無効とする。
- (18) 業務完了報告書提出時まで(12)から(17)に掲げる内容がすべて実施できない場合は、ペナルティとして、業務成績評定を減ずることとし、文書で警告又は注意をしたうえで、5点の減点とする。
- (19) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。
- (20) 申請資料を電子メールで提出する場合、必ず、電子メールの件名に「申請書」と記載及び電話連絡するものとし、当該記載がない場合、電話連絡がない場合、複数の電子メールで申請した場合及び電子メール容量が10MBを超えた場合には、いかなる理由があろうとも未提出として取扱う。その際の入札参加者の被る不利益は、一切認めない。また、内訳明細書を電子メールで提出することは、認めない。
- (21) ウイルス感染ファイルの取扱い
- 入札参加者から提出された技術資料等へのウイルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

## 標準評価基準(標準型1:2)

| 評価項目      | 評価の着目点 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 評価の<br>ウエイト<br>(点)                                                                                              |
|-----------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | 判断基準   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                 |
| 業務実績      | 業務実績   | 平成26年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、完了・引渡しが完了した同種又は類似業務実績を下記のとおり評価する。<br>①元請けとしての同種業務の実績<br>②元請けとしての類似業務の実績<br>③防衛省発注の総合発注業務の再委託としての同種業務の実績<br>④防衛省発注の総合発注業務の再委託としての類似業務の実績                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ① 15<br>② 5<br>③ 15<br>④ 5                                                                                      |
|           | 地域業務実績 | 平成26年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了・引渡しが完了した同種又は類似業務の実績を評価する。<br>①元請けとしての北海道防衛局指定地域 <sup>※1</sup> の同種又は類似業務実績<br>②元請けとしての北海道内の同種又は類似業務実績<br>③防衛省発注の総合発注業務の再委託としての北海道防衛局指定地域 <sup>※1</sup> の同種又は類似業務実績<br>④防衛省発注の総合発注業務の再委託としての北海道内の同種又は類似業務実績<br>⑤実績なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ① 5<br>② 2<br>③ 5<br>④ 2<br>⑤ 0                                                                                 |
| 企業の実績及び能力 | 業務成績   | 当該業務と同一業種で当該年度及び前年度から2年間(令和4年4月1日から公告日までに完了・引渡しが完了した業務)の業務成績評定点を下記の①から⑮のとおり評価し、最大5件分の各々における評価を合計<br><br>※評価の対象は、国、特殊法人等及び地方公共団体発注の業務実績に限る(ただし、総合発注業務の再委託については防衛省発注事案のみ。)<br><br>※同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う(例:当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。)<br><br>※設備の3職種は全て同一業種として扱う(例:当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。)<br>①北海道防衛局又は帯広防衛支局が発注した業務で80点以上<br>②北海道防衛局又は帯広防衛支局が発注した業務で75点以上80点未満<br>③北海道防衛局又は帯広防衛支局が発注した業務で70点以上75点未満<br>④北海道防衛局又は帯広防衛支局以外の防衛省発注機関が発注した業務で80点以上<br>⑤北海道防衛局又は帯広防衛支局以外の防衛省発注機関が発注した業務で75点以上80点未満<br>⑥北海道防衛局又は帯広防衛支局以外の防衛省発注機関が発注した業務で70点以上75点未満<br>⑦国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で80点以上<br>⑧国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で75点以上80点未満<br>⑨地方公共団体が発注した業務で80点以上<br>⑩地方公共団体が発注した業務で75点以上80点未満<br>⑪北海道防衛局又は帯広防衛支局が発注した総合発注業務の再委託で80点以上<br>⑫北海道防衛局又は帯広防衛支局が発注した総合発注業務の再委託で75点以上80点未満<br>⑬北海道防衛局又は帯広防衛支局が発注した総合発注業務の再委託で70点以上75点未満<br>⑭北海道防衛局又は帯広防衛支局以外の防衛省発注機関が発注した総合発注業務の再委託で80点以上<br>⑮北海道防衛局又は帯広防衛支局以外の防衛省発注機関が発注した総合発注業務の再委託で75点以上80点未満 | ① 6<br>② 4<br>③ 2<br>④ 5<br>⑤ 3<br>⑥ 1<br>⑦ 4<br>⑧ 2<br>⑨ 3<br>⑩ 1<br>⑪ 3<br>⑫ 2<br>⑬ 1<br>⑭ 2<br>⑮ 1<br>(最大30) |
|           | 成績・表彰  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                 |

|      |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                              |
|------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
|      |         | 当該業務と同一業種で当該年度及び前年度から2年間(令和4年4月1日から公告日まで)に完了・引渡し完了した業務)の業務成績評定点に、北海道防衛局又は帯広防衛支局が発注した業務で65点未満がある場合<br>※同一業種ではあるが、 <u>設計業務と施工監理業務は別業種</u> として扱う(例:当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。)<br>※設備の3職種は全て同一業種として扱う(例:当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。)                                                                                                                                                           | 1件あたり10                                                                      |
|      | 優秀業務顕彰等 | 当該年度及び前年度から2年間(令和4年4月1日から公告日まで)の優秀業務顕彰等の実績を下記の①から⑩のとおり評価し、最大3件分の各々における評価を合計<br>①大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰<br>②北海道防衛局調達部長又は帯広防衛支局長の優秀業務顕彰<br>③他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務顕彰<br>④国、特殊法人等又は地方公共団体の優秀業務等顕彰<br>⑤インフラメンテナンス大賞(防衛大臣賞)<br>⑥インフラメンテナンス大賞(防衛省特別賞)<br>⑦インフラメンテナンス大賞(防衛省優秀賞)<br>⑧総合発注業務の再委託として受注した大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰<br>⑨総合発注業務の再委託として受注した北海道防衛局調達部長又は帯広防衛支局長の優秀業務顕彰<br>⑩総合発注業務の再委託として受注した他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務顕彰 | ① 5<br>② 4<br>③ 2<br>④ 1<br>⑤ 4<br>⑥ 3<br>⑦ 2<br>⑧ 2<br>⑨ 2<br>⑩ 1<br>(最大10) |
| 小 計  |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 最大60                                                                         |
| 評価項目 | 評価の着目点  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 評価のウエイト(点)                                                                   |
|      | 判断基準    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                              |
| 業務経験 | 業務経験    | 平成26年4月1日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間に記載する。】に完了・引渡し完了した同種又は類似業務経験を下記のとおり評価する(原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。)<br>①元請けとしての同種業務の実績<br>②元請けとしての類似業務の実績<br>③総合発注業務の再委託としての同種業務の実績<br>④総合発注業務の再委託としての類似業務の実績                                                                                                                                                                                                            | ① 15<br>② 5<br>③ 15<br>④ 5                                                   |

配置予定管理技術者の経験及び能力

|       |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                             |
|-------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成績・表彰 | 業務成績       | <p>当該業務と同一業種で当該年度及び前年度から2年間(令和4年4月1日から公告日まで)に完了・引渡しが完了した業務)に管理技術者として従事した業務の成績評定点を下記の①から⑩のとおり評価し、最大5件分の各々における評価を合計</p> <p>※評価の対象は、国、特殊法人等及び地方公共団体発注の業務実績に限る。</p> <p>※同一業種ではあるが、<u>設計業務と施工監理業務は別業種</u>として扱う(例:当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。))。</p> <p>※設備の3職種は全て同一業種として扱う(例:当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。))。</p> <p>①北海道防衛局又は帯広防衛支局が発注した業務で80点以上</p> <p>②北海道防衛局又は帯広防衛支局が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>③北海道防衛局又は帯広防衛支局が発注した業務で70点以上75点未満</p> <p>④北海道防衛局又は帯広防衛支局以外の防衛省発注機関が発注した業務で80点以上</p> <p>⑤北海道防衛局又は帯広防衛支局以外の防衛省発注機関が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>⑥北海道防衛局又は帯広防衛支局以外の防衛省発注機関が発注した業務で70点以上75点未満</p> <p>⑦国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で80点以上</p> <p>⑧国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で75点以上80点未満</p> <p>⑨地方公共団体が発注した業務で80点以上</p> <p>⑩地方公共団体が発注した業務で75点以上80点未満</p> | <p>① 6</p> <p>② 4</p> <p>③ 2</p> <p>④ 5</p> <p>⑤ 3</p> <p>⑥ 1</p> <p>⑦ 4</p> <p>⑧ 2</p> <p>⑨ 3</p> <p>⑩ 1</p> <p>(最大30)</p> |
|       |            | <p>当該業務と同一業種で当該年度及び前年度から2年間(令和4年4月1日から公告日まで)に完了・引渡しが完了した業務)に管理技術者として従事した業務の成績評定点で、北海道防衛局又は帯広防衛支局が発注した業務で65点未満がある場合</p> <p>※同一業種ではあるが、<u>設計業務と施工監理業務は別業種</u>として扱う(例:当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。))。</p> <p>※設備の3職種は全て同一業種として扱う(例:当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。))。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>1件あたり10</p>                                                                                                              |
|       | 優秀業務技術者顕彰等 | <p>当該年度及び前年度から2年間(令和4年4月1日から公告日まで)の優秀業務技術者顕彰等の実績を下記の①から④のとおり評価し、最大3件分の各々における評価を合計</p> <p>①大臣官房施設監の特別優秀業務技術者顕彰</p> <p>②北海道防衛局調達部長又は帯広防衛支局長の優秀業務技術者顕彰</p> <p>③他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰</p> <p>④国、特殊法人等又は地方公共団体の優秀業務等技術者顕彰</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>① 5</p> <p>② 4</p> <p>③ 2</p> <p>④ 1</p> <p>(最大10)</p>                                                                   |

|      |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                        |                        |                                      |
|------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------------------|
| 資格要件 | 技術者資格        | 土木設計                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ・技術士                   | 5                      |                                      |
|      |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ・RCCM                  | 3                      |                                      |
|      |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ・土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級) | 欠格                     |                                      |
|      |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ・その他                   |                        |                                      |
| 小 計  |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                        | 最大<br>60               |                                      |
| 評価項目 | 評価の着目点       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                        | 評価<br>の<br>ウエイト<br>(点) |                                      |
|      | 判断基準         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                        |                        |                                      |
| その他  | ワーク・ライフ・バランス | ・女性活躍推進法に基づく認定<br>(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る)をいう。)<br>・次世代法に基づく認定<br>(次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。<br>・若者雇用促進法に基づく認定<br>(青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。<br>いずれか一つの認定を受けていれば評価する。 |                        |                        | 1                                    |
|      | 若手技術者の活用     | 以下の条件を満たす技術者を配置予定の場合は、それぞれ評価する。<br>①40歳以下の技術者を管理技術者として配置<br>②35歳以下の技術者を担当技術者として配置<br>※①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。                                                                                                                                                        |                        |                        | ① 2<br>② 1<br>(最大2)                  |
|      | 女性技術者の配置     | 以下の条件を満たす技術者を配置予定の場合は、それぞれ評価する。<br>①女性技術者を管理技術者として配置<br>②女性技術者を担当技術者として配置<br>※①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。<br>※35歳以下の女性技術者を担当技術者として配置予定の場合は、若手技術者の活用で1点、女性技術者の配置で1点とそれぞれで評価する。                                                                                            |                        |                        | ① 2<br>② 1<br>(最大2)                  |
|      | 事故及び不誠実な行為   | 事故及び不誠実な行為に対するペナルティ(原則として過去6月の当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等)<br>①指名停止期間(累積):6月以上<br>②指名停止期間(累積):3月以上6月未満<br>③指名停止期間(累積):3月未満<br>④書面注意(警告)<br>⑤口頭注意<br>※公告日の前日からさかのぼること6月以内に指名停止期間、④又は⑤がある場合をいう。ただし、公告日から開札日の前日までに④又は⑤の措置を受けた場合も含む。<br>※ 違約金を請求した実績がある場合は、さらに「-1点」を加える。                     |                        |                        | ① -5<br>② -4<br>③ -3<br>④ -2<br>⑤ -1 |
| 小 計  |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                        | 最大<br>5                |                                      |

| 評価項目                                        |       | 評価の着目点                                         |                                            | 評価のウエイト(点) |
|---------------------------------------------|-------|------------------------------------------------|--------------------------------------------|------------|
|                                             |       | 判断基準                                           |                                            |            |
| 業務の実施方針・工程計画・その他                            | 業務理解度 | 業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解度が高い場合は優位に評価する。         |                                            | 10         |
|                                             |       | 上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。 |                                            | 10         |
|                                             | 実施手順  | 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合は優位に評価する。               |                                            | 10         |
|                                             |       | 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合は優位に評価する。              |                                            | 10         |
|                                             | その他   | 有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に評価する。                   |                                            | 10         |
| 評価テーマに対する技術提案                               | 評価テーマ | 的確性                                            | 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合は優位に評価する。        | 10         |
|                                             |       |                                                | 必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合は優位に評価する。 | 10         |
|                                             | 実現性   | 提案内容に説得力がある場合は優位に評価する。                         |                                            | 10         |
|                                             |       | 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合は優位に評価する。             |                                            | 10         |
| 小 計                                         |       |                                                |                                            | 最大90       |
| 賃上げ実施企業に対する評価<br>「賃上げ実施企業に対する評価点について」に基づく評価 |       |                                                | 「賃上げ実施企業に対する評価点について」の従業員への賃上げ表明書※2の提出      | 12         |
|                                             |       |                                                | 賃上げ未実施企業として通知を受けた者                         | -13        |
| 合計評価点                                       |       |                                                |                                            | 227        |

※1 北海道防衛局指定地域は、以下のとおりとする。

地域e(石狩)石狩市、当別町、新篠津村、江別市、札幌市、北広島市、恵庭市、千歳市

※2 【大企業】の場合、令和6年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和6年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。別紙様式第41を提出。  
【中小企業等】の場合、令和6年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和6年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。別紙様式第42を提出。

|                   |     |                                       |
|-------------------|-----|---------------------------------------|
| 1 未提出であると認められる場合  | (1) | 業務内訳明細書が白紙である場合                       |
|                   | (2) | 業務費内訳明細書に表紙が付いていない場合                  |
| 2 記載すべき事項が欠けている場合 | (1) | 数量、単価、金額等の記載が欠けている場合                  |
| 3 記載すべき事項に誤りがある場合 | (1) | 業務名に誤りがある場合                           |
|                   | (2) | 提出企業名に誤りがある場合                         |
|                   | (3) | 業務費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合           |
| 4 その他             | (1) | 他の入札参加者の業務費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合 |

# 履 行 確 認 実 施 要 領



(目的)

第1 本要領は、防衛省が発注する建設工事に係る技術業務において、品質確保対策として試行的に導入された「第三者履行確認の義務付け」の実施に関し必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 履行確認 「建設工事に係る技術業務の契約等における第三者履行確認の義務付けの試行について（通知）（防整施第 6925 号。28. 3. 31）」において、第三者履行確認の義務付けをいう。
- (2) 履行確認者 履行の確認を行う者をいう。

(履行確認の実施手順)

第3 履行確認の実施手順は、別図「履行確認フローチャート」を参考とする。この履行確認フローチャートは、対象業務の契約から完了までの流れを、履行確認の観点から整理したものであり、業務の段階毎の発注者及び受注者双方の履行確認との関連を明示したものである。

(履行確認者の通知)

第4 受注者は、履行確認者について必要な事項を添えて、履行確認者通知書を契約締結後 10 日以内に発注者へ通知しなければならない。

(履行確認実施計画)

第5 受注者は、履行確認実施計画を作成し、業務計画書に添えて、業務着手時までに監督官へ提出する。

履行確認実施計画には、次の各号に掲げる事項を参考に履行確認者と打ち合わせのうえ適宜作成する。

- (1) 履行確認の手順  
履行確認フローチャートを参考に業務内容を勘案のうえ定めること。
- (2) 履行確認の時期  
履行確認の時期について、次に示す履行確認を業務の段階毎に行うこと。
  - ア 基本条件の履行確認
  - イ 細部条件の履行確認
  - ウ 業務成果の履行確認
- (3) 履行確認の内容
  - (1) で定めた業務の段階毎に、履行確認者が実施すべき基本的な履行確認方法を整理することとし、以下に示す該当する業務の履行確認項目一覧表により措置すること。
    - ア 基本条件の履行確認項目一覧表
    - イ 細部条件の履行確認項目一覧表
    - ウ 業務成果の履行確認項目一覧表
- (4) 履行確認項目一覧表の作成  
各履行確認項目一覧表について、以下のとおり作成すること。
  - ア 業務内容から判断して該当対象項目を抽出し、該当対象欄に○印を記入

する。

(留意事項)

第6 履行確認者は、履行確認項目一覧表を記述するうえで、以下の各項目に留意することとする。

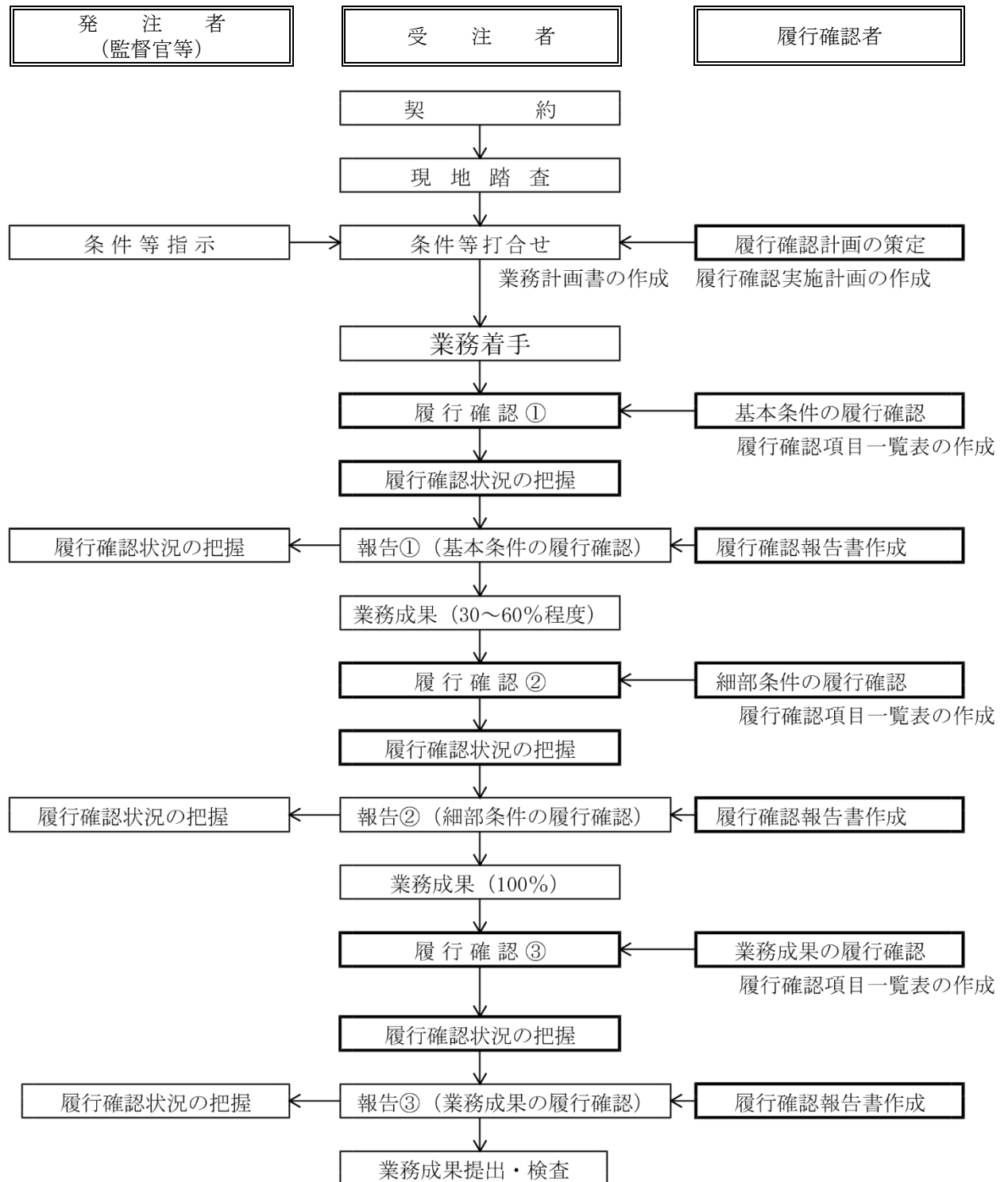
- (1) 履行確認を完了した項目について、良好である場合は、履行確認項目一覧表の確認欄に○印及び日付を記入する。ただし、不適切である場合には、確認欄に×印及び日付を、備考欄に指摘事項等を記入する。受注者は指摘事項の改善が完了した後、再び履行確認を実施し、完了した項目について、良好である場合は、確認欄に○印及び日付を記入する。
- (2) 各履行確認において、履行確認の内容が未定であったり、一度で確認が済まない場合や条件決定が順不同となる場合、確認が済んだ事項に○印と日付を記入し、未確認の事項が明確になるように徹底すること。
- (3) 履行確認項目の中に、複数の確認項目がある場合（例えば、関係機関協議が複数ある場合）、必ず備考欄又は別紙を用いて確認済み項目が確認できるようにすること。
- (4) 履行確認内容の項目が漠然としており、発注者の認識と異なるおそれがあると判断する場合、備考欄等を用いて具体的に確認項目を明示すること。
- (5) 業務内容、規模、重要度等により、履行確認の内容項目を追加する必要がある場合は、適宜追加するものとする。

(履行確認結果報告書の提出)

第7 受注者は、各履行確認段階における「履行確認結果報告書」を監督官へ提出し、履行確認者立ち会いのうえ、履行確認状況の報告を行うものとする。

なお、「履行確認結果報告書」の提出に際しては、各履行確認項目一覧表を添付するものとし、必要に応じて、その提示資料欄に記載された資料等を添付するものとする。

履行確認フローチャート



受注者が実施する履行確認関連事項

注記 ※工程に関わる履行確認、報告①②③の時期は、業務計画書提出時に打ち合わせにより設定する。